

強い農業づくりの支援

～強い農業づくり交付金～

(平成20年度版)

1. 趣旨

生産・経営から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、食品流通の効率化・合理化等、地域における川上から川下までの取組を総合的に支援します。

2. 地域の課題解決への取組

事業実施主体は、当該地域が抱える 産地の競争力の強化、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革、安全で効率的な流通システムの確立等の課題解決に向けた方向性、具体的な目標を設定するとともに、その達成に必要な取組をメニューの中から選択します。

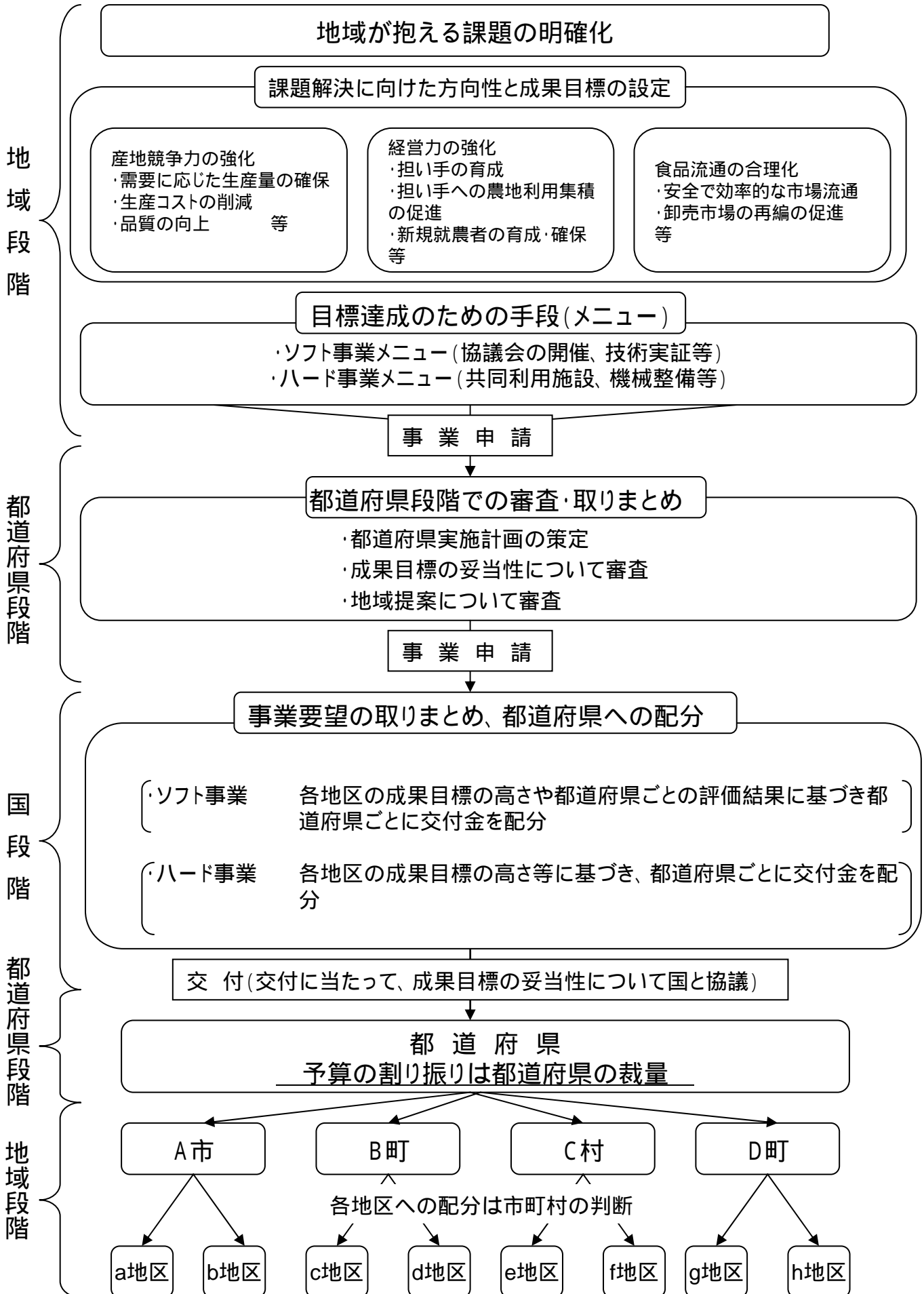
また、目標達成に必要な場合には、都道府県が地域独自の取組を実施することも可能となっています。

3. 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、担い手育成総合支援協議会、その他農業者が組織する団体等

4. 事業実施までの流れ

ソフト事業については経営力の強化の取組でのみ実施可能



5. 強い農業づくりのための各対策の概要

. 産地競争力の強化

産地の競争力の強化を図るため、需要に応じた生産量の確保、生産性の向上、品質向上、農畜産業の環境保全、輸入急増農産物における国産シェアの奪回を政策目標とする取組を支援します。

1 取組可能なメニュー

産地競争力の強化を目的とする取組

- ・土地利用型作物 ・畑作物、地域特産物 ・果樹 ・野菜 ・花き ・地産地消
- ・農畜産物販路拡大 ・環境保全 ・甘味資源作物、でん粉原料用いも産地再編整備
- ・畜産生産基盤育成強化 ・飼料増産 ・家畜改良増殖 ・畜産新技術
- ・食肉等流通体制整備 ・耕種作物活用型飼料増産 ・多角的農作業コントラクター育成
- ・いぐさ、畳表 ・輸入急増野菜 ・飼料基盤活用の促進

整備事業

耕種作物小規模土地基盤整備

- ・ほ場整備
- ・園地改良
- ・農道整備
- ・優良品種系統等への改植・高接
- ・暗きょ施工
- ・土壌土層改良

飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

- ・飼料作物作付条件整備
- ・放牧利用条件整備
- ・水田飼料作物作付条件整備

飼料基盤条件整備

- ・草地造成改良
- ・草地整備改良
- ・草地再生改良
- ・野草地整備改良
- ・放牧用林地整備
- ・上記と一体的に行う施設の整備
- ・土地利用円滑化

耕種作物共同利用施設整備

- ・共同育苗施設
- ・乾燥調製施設
- ・穀類乾燥調製貯蔵施設

農産物処理加工施設

- ・集出荷貯蔵施設
- ・産地管理施設
- ・用土等供給施設
- ・農作物被害防止施設
- ・農業廃棄物処理施設
- ・生産技術高度化施設
- ・種子種苗生産関連施設
- ・有機物処理・利用施設

畜産物共同利用施設整備

- ・畜産物処理加工施設
- ・家畜市場
- ・家畜飼養管理施設
- ・畜産新規就農者研修施設
- ・飼料作物関連施設
- ・家畜改良増殖関連施設
- ・離農跡地・後継者不在経営施設

共同利用機械整備

施設等整備附帯事業

- ・整備事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動及び技術指導等

2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。)

3 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること
- ・共同利用施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること

経営力の強化

経営力の強化を図るため、担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、新規就農者の育成・確保を具体的な政策目標とする取組みを支援します。

1 取組可能なメニュー

担い手の育成・確保

- (1) 推進事業
 - ・普及組織による農薬飛散防止技術の重点的な指導
- (2) 整備事業
 - ・担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備
 - ・農業用機械の査定・処分
 - ・高生産性農業用機械の新規導入
 - ・小規模土地基盤整備・簡易な施設の整備等

新規就農者の育成・確保

- (1) 推進事業
 - ・再チャレンジを行う者に対する就農に向けた道府県農業大学校等による実践的な研修
 - ・若者・女性の新規就農者の就農定着に向けた普及指導センター等による濃密な技術・営農指導
- (2) 整備事業
 - (道府県農業大学校等に係る以下の施設を整備)
 - ・研修教育棟、宿泊棟等施設
 - ・農業生産実習、食品加工実習等施設
 - ・新技術・環境保全型農業研修施設
 - ・公開講座、体験交流等施設
 - ・離職者等職業訓練用研修施設・機械
 - ・調査研究・実験用施設・機材

担い手への農地利用集積の促進 推進事業

- ・優良事例・活動事例調査の実施
- ・優良事例紹介・相互研さん会の実施
- ・優良事例集の作成・配布
- ・農業委員会に対する指導の実施
- ・新たな経営安定対策のPR活動の実施
- ・集落合意形成活動の実施
- ・特定法人等の意向等に関する調査の実施
- ・農業参入に必要な農地情報の調査の実施
- ・農地利用調整活動等の実施
- ・普及組織による農地利用高度化に資する濃密な技術・経営指導
- ・農地の効率利用に向けた技術講習会の開催
- ・連携強化推進協議会の開催
- ・情報共有化検討会の開催
- ・農地等情報のデータベース化及び情報の提供等

2 交付率

都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率となります。）

3 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

整備事業

- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・費用対効果分析により、妥当投資額を算定し、投資効率が1.0以上となっていること

地域提案の例（平成17年度）

枝豆の収穫作業は、小型機械と人力により行われており、適期収穫や労働力の面から作付面積の拡大が困難な状況にあった。

このような課題に対応して、能力の高い大型の枝豆収穫機械を海外から導入し、収穫作業の大幅な効率化を図ることにより、認定農業者が高収益作物栽培の規模を拡大した。



食品流通の合理化

食品流通の合理化を図るため、安全で効率的な市場流通システムの確立、卸売市場の再編の促進を具体的な政策目標とする取組を支援します。

1 取組可能なメニュー

整備事業(卸売市場に係る以下の施設を整備)

売場施設
貯蔵・保管施設
駐車施設
構内舗装
搬送施設
衛生施設
食肉関連施設
情報処理施設
市場管理センター
防災施設
加工処理高度化施設
総合食品センター機能付加施設
附帯施設
上記の施設内容に準ずる施設
共同集出荷施設

2 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の4/10以内等の補助率となります。)

3 採択要件

取組によりそれぞれ要件が異なりますが、主に次のような要件があげられます。

- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・生産局長等が別に定める要件を満たしていること
- ・当該施設整備のすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること
(ただし、総事業費が5千万円以上のものに限られるほか、中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者を除く)

補助の対象となる機械

稲用機械	・紙マルチ田植機 ・水稻直播機 ・無人ヘリコプター ・栽培管理ピークル ・レーザー式均平作業機
麦類用機械	・施肥播種同時作業機 ・無人ヘリコプター ・栽培管理ピークル
豆類用機械	・施肥播種同時作業機 ・豆用ピッカーローダー ・弾丸暗きよ機 ・栽培管理ピークル
いも類用機械	・ポテトハーベスター ・ベッドフォーマ ・セパレータ
てん菜用機械	・てん菜移植機 ・ビートハーベスター
特産農産物用機械	・そばの収穫機 ・い等の植付機 ・そば、はとむぎ等の収穫機 ・こんにゃく芋ハーベスター ・茶複合管理機
果樹・花き用機械	・収穫作業機 ・傾斜地用多目的管理機 ・風筒式防除機 ・無人作業機
桑用機械	・桑収穫機
野菜用機械	・野菜全自動移植機 ・にんにく植付機 ・スイートコーン収穫機 ・にんじん収穫機 ・だいこん収穫機 ・結球性葉菜類収穫機 ・ごぼう収穫機 ・たまねぎ収穫機 ・非結球性葉菜類収穫機 ・重量野菜運搬作業車 ・トマト収穫機 ・野菜残さ収集機 ・無人ヘリコプター ・栽培管理ピークル
農作物種子用機械	・稲、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用定植機 ・稲、大豆、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用播種機 ・稲、麦類、大豆、飼料作物、雑穀及び馬鈴しょの種子生産用収穫用機械 ・飼料作物の種子生産用調製用機械 ・走行式動力噴霧機 ・馬鈴しょ用茎葉処理機
飼料作物用機械	・牧草播種機 ・追播種機 ・とうもろこし播種機 ・モアコンディショナー及びヘイコンディショナー ・フォレージハーベスター ・テッターレーキ ・ロールベラー ・梱包解体機 ・運搬機 ・梱包格納用機械 ・サイレージ取出機 ・積込機 ・稲わら収集機 ・アンモニア処理機 ・家畜ふん尿土壌還元用機械
草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良用機械	・車輪型農用トラクター ・履帯型農用トラクター ・ブルドーザー ・乗用トラクター用又は自走式の下記の機械 (・深耕用機械 ・心土破碎、石抜、抜根用機械 ・暗渠、明渠施工用機械 ・土壌改良用資材の収集、運搬、加工、散布用機械 ・耕起、碎土、鎮圧、均平、碎石用機械 ・牧草播種機 ・草地等の造成、改良、整備の用に供する障害物除去、基盤修正用機械)
家畜ふん尿の処理利用用機械	・家畜ふん尿の処理利用に係る収集、運搬、加工、散布、深耕施肥用機械
農産物自由化関連対策等に係る共同利用機械	・かんしょ掘取機 ・かんしょつるきり機 ・ポテトプランター ・弾丸暗渠機 ・ディッチャー ・テッターレーキ ・ヘーレーキ ・雑豆用コンバイン ・落花生用播種マルチ同時作業機 ・落花生収穫機 ・こんにゃく芋植付機 ・こんにゃく芋用走行式動力噴霧機 ・地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

上に定める機械ごとに、その対象となる性能等についての定めがあります。

補助率は1/3以内(ただし、水稻直播機、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー及び家畜ふん尿の処理利用に係る機械については1/2以内)

経営力の強化を目的とする取組において、集落営農育成・確保緊急整備支援の取組を行う期間に限り、当該取組において事業実施主体が策定した「農業用機械の整理合理化計画」により導入することとされた農業用機械であって、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第5条の3第1項の導入計画により導入することとされた特定高性能農業用機械については、上記の表にかかわらず、補助対象となります。

お問い合わせ先

農林水産省

生産局総務課生産推進室 TEL 03 - 3502 - 8111(代表) FAX 03 - 3502 - 8518

担当: 推進第1班課長補佐、推進第2班課長補佐(内線4717)

(URL) <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/seisantaishaku/index.html>

東北農政局 TEL 022 - 263 - 1111(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線4089)

(URL) <http://www.maff.go.jp/tohoku/>

関東農政局 TEL 048 - 740 - 0407(直通)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線3307)

(URL) <http://www.maff.go.jp/kanto/seisan/nousan/tuyoinougyou/index.html>

北陸農政局 TEL 076 - 263 - 2161(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線3319)

(URL) <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>

東海農政局 TEL 052 - 201 - 7271(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線2416)

(URL) <http://www.maff.go.jp/tokai/>

近畿農政局 TEL 075 - 451 - 9161(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線2315)

(URL) <http://www.maff.go.jp/kinki/>

中国四国農政局 TEL 086 - 224 - 4511(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線2416)

(URL) <http://www.maff.go.jp/chushi/>

九州農政局 TEL 096 - 353 - 3561(代表)

生産経営流通部 農産課 担当: 地域指導官(内線4213)

(URL) <http://www.maff.go.jp/kyusyu/>

[内閣府沖縄総合事務局] TEL 098 - 866 - 0031(代表)

農畜産振興課 担当: 課長補佐(内線83361)

(URL) <http://www.ogb.go.jp/>